

契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査 —物品調達を中心として—の結果概要 資料編

ページ

資料 1	実態及び問題点の例（主なもの）	
(1)	調達物品の性能仕様の適切化	1
(2)	政府調達における仕様書案に対する意見招請等の手続の遵守	3
(3)	予定価格の適切な設定	4
(4)	その他の問題点	
	競争参加資格の見直し	5
資料 2	調査対象機関が平成 21 年度上半期に一般競争入札により締結した物品調達契約件数 ...	6

資料 1 実態及び問題点の例（主なもの）

1 調達物品の性能仕様の適切化

- ① 調達物品の性能等を一部の関係者のみで決定しているなどのため、形式的には複数の応札者による競争契約となっているが、実質的な競争性が確保されていないおそれのある例

【例 1】 宮内庁 超音波診断装置の賃貸借及び保守 契約金額 3,045 万円、応札者数 2

〔 本件は、宮内庁病院で使用中の超音波診断装置（平成 12 年度から借入れ）に代えて、高画質の描出が期待できる新しい超音波診断装置の 4 年半のリース及び保守に係る物品調達契約である。〕

- ◇ 調達要求部署から特定一者の超音波診断装置の調達要求が行われ、会計担当部署において、同製品の仕様を踏まえた内容を仕様書に記載し、また、予定価格も当該製品の調達を前提として設定し、これに基づき入札が行われた。
- ◇ 会計担当部署では、調達要求部署から機種選定理由書等を受領して確認を行っているが、「現場の医師からの医療関係の物品調達については、その製品の性能や機能の必要性等に関して事務方では判断できない」と説明しており、特定メーカー一者の製品に限定される仕様書とする必要性等に関してチェックを行っていない。

【例 2】 総務省（消防庁） 高度救命処置シミュレーター 契約金額 12 億 5,629 万円（平成 21 年度補正予算）、応札者数 2

〔 本件は、救急隊員（救急救命士）が行う気管挿管、静脈路確保、薬剤投与等の訓練を行うための人形型のシミュレーターを、全国 803 の消防本部に配備するための物品調達契約である。〕

- ◇ 本件の仕様書を策定するため、救急救命士、医師の資格を有する職員による検討を行ったほか、入札公告の直前に 5 人の専門家（救急振興財団東京研修所の教官、自治体の救急救命士養成所の教官、医科大学高度救命救急センターの医師）を対象に、シミュレーターに必要な機能についてアンケート調査を行っている。A社の製品が一部備えていない静脈路確保の際のバックフロー（血液の逆流）が確認できる機能については、このアンケートにおいて 5 人全員が「必須」と回答したことから、本件仕様に盛り込んだとしている。
- ◇ しかし、本調達物品は、①全国約 800 の消防本部等に導入するものであること、②消防本部等で既に多数（2 千体以上）使用されており、そのうち約 4 割は A 社の製品、約 6 割は B 社の製品であることを考慮すれば、A 社の製品が一部備えていない機能を仕様書に盛り込むことを始め必要とする機能について、より広範な者から意見を聴取し、その結果を十分に踏まえることが適当であったと考えられる。

【例3】厚生労働省（国立がんセンター） キャビネット・マルチガスインキュベーター一式 契約金額 1,502万円、応札者数2
〔 本件は、細菌培養等に必要な研究機器の物品調達契約である。 〕

- ◇ 調達要求部署が、特定一者の製品のカタログ等を基に調達物品の仕様書案を作成した上で、当該製品の調達を会計担当部署に要求している。会計担当部署は、本仕様書案に基づき入札公告を行うとともに、当該メーカーに対して標準価格証明書の提出を求めている。
- ◇ 会計担当部署では、「代替品でも可であること」を調達要求部署に確認したと説明しているが、その一方で、調達要求部署が希望する製品の性能等に関して、その必要性や是非を会計担当部署が判断することは困難であるとも説明しており、特定一者の物品しか満たすことができないような仕様書となっていないかのチェックを行っていない。

② 入札前の性能審査の実施方法、審査基準等が具体的に示されていない例

【例】 総務省（消防庁） 高度救命処置シミュレーター 契約金額 12億5,629万円（平成21年度補正予算）

- ◇ 本件の入札説明書では、入札参加申込者が提出した仕様書に定める性能を証明できる書面及び関係資料等について事前審査を実施し、仕様書に定める規格に合致していると認められる者のみ入札に参加できると記載されているが、事前審査の実施方法、審査基準等については具体的に示されていない。
- ◇ 事前審査の結果、入札参加申込書を提出した販売代理店の提案するメーカーの製品は一部改修を要したが仕様に不適合となり、当該販売代理店は入札参加資格なしとされた。事前審査の際に証明すべき改修内容等について発注側と受注側の認識のずれが生じており、事前審査の実施方法等についての情報提供が十分に行われたとは言えないと考えられる。

2 政府調達における仕様書案に対する意見招請等の手続の遵守

調達見込額が80万SDR（1億4,000万円）以上の物品については、入札公告前に仕様書案に対する意見招請を行うこと、調達見込額が10万SDR（1,700万円）以上の物品については、入札公告及び落札結果の官報公示を行うこととされているが、これらが適切に行われていない例

【仕様書の案に対する意見招請手続が遵守されていない例】

総務省（消防庁） 高度救命処置シミュレーター 契約金額 12億5,629万円（平成21年度補正予算）
特殊災害対応自動車ほか2件 契約金額 総額18億5,430万円（平成21年度補正予算）

◇ 本件については、契約金額が1億4,000万円以上であるため、仕様書の作成に当たっては、あらかじめその案に関して意見招請の官報公示（意見提出期限は少なくとも20日以後）を行うこととされているが、その手続がとられていない。その理由について、「当該手続の必要性を承知していなかった」としている。

【入札公告の官報公示が行われていない例】

国土交通省（気象庁） 外国雑誌「数学誌」他の購入一式 契約金額1,883万円

〔 気象庁本庁、気象大学校、地磁気観測所、精密地震観測室、函館海洋气象台、舞鶴海洋气象台、神戸海洋气象台に外国雑誌を配備するための物品調達契約 〕

◇ 本件については、契約金額が1,700万円以上であるため、入札期限の少なくとも50日前に入札公告の官報公示を行うこととされているが、予算の政府案が成立していないことを理由に官報公示を行っていない。
本件については、「本案件は、平成21年度予算の成立を条件とする。」との一文を盛り込んだ上で官報公示を行うことで対応可能であったと考えられる。

3 予定価格の適切な設定

複数の事業者から見積書を徴取することができるにもかかわらず一者からしか徴取していない例など、予定価格の設定が適切に行われていない例

【例1】

◇ 一者のみから徴取した定価証明書を基に予定価格を設定したが落札せず、その後、定価証明書の一部に誤りがあったことが判明したことから、新たな方法で予定価格を設定し再度公告入札を行っている。

【例2】

◇ 複数の事業者からの見積額の最低価格を予定価格とした場合において、最低価格を提出した事業者が入札に参加しなかったときは、落札及び契約締結ができず、業務に支障を及ぼすおそれがあるなどの理由で、複数の事業者からの見積額の平均価格を予定価格として設定している。

本調達では、結果的には三者から取得した見積額の最低価格を若干下回る価格で落札された。予算の縮減を図るという観点からは、再度入札の実施も視野に入れて、情報収集等に要するコストを勘案しつつ、より適正な予定価格を設定するよう努めるべきものとみられる。

【例3】

◇ 本調達では、調達要求部署が過去に納入実績のある三者から見積書を徴取し、会計担当部署が三者から提出された見積額の平均価格を予定価格として設定している。

結果的には最低価格の見積書を提出した事業者がその価格で落札したが、三者からの見積額の最高価格は、最低価格の1.6倍となっており、予算の縮減を図るという観点からは、再度入札の実施も視野に入れて、情報収集等に要するコストを勘案しつつ、より適正な予定価格を設定するよう努めるべきものとみられる。

4 その他の問題点等

競争参加資格の見直し

競争参加資格として「官庁の受注実績」を課するなど、競争性の発現を阻害するような制限を課している例

【例1】 内閣府 給与事務システム 契約金額 737 万円

◇ 本調達仕様書では、応札者の条件として、「中央省庁（国家行政組織法に定める機関）に対して、給与支給及び標準報酬算定、共済貸付金管理に関するシステムを稼働した複数の実績を有すること。」と過去の納入実績を規定している。

【例2】 金融庁 公認会計士試験問題の印刷等業務一式 等3件 契約金額 総額 1,927 万円

◇ 本調達仕様書では、応札者の条件として、「法令により規定された資格試験のうち本件と同規模の資格試験において、本件と同程度の業務を請け負った実績を有する者」と法令に基づく資格試験の印刷受注実績を規定している。

【例3】 経済産業省 「平成20年度ものづくり基盤技術の振興施策」に係る印刷製造請負契約ほか2件 契約金額 総額 1,550 万円

◇ 競争参加資格として、「過去3年以内に、国の機関と「白書」に係る請負契約を直接締結したことがある者で、それを製造納入した実績があり、かつ、それを証明した者であること。」を要件としており、業者から適合証明書を提出させている。

資料2 調査対象機関が平成21年度上半期に一般競争入札により締結した物品調達契約件数

府省等名	物品調達 契約件数	汎用性のないもの (A)	Aのうち落札率 90%以上 (B)	Aのうち応札者数 が二者以上 (C)	調査対象とした 契約件数 (AかつBかつC)
府省等合計	2,630	1,380	1,091	910	666
本府省(外局を含む。)	2,029	896	629	480	256
内閣府本府	64	26	13	13	1
宮内庁	12	5	4	4	3
公正取引委員会	10	1	1	1	1
国家公安委員会(警察庁)	327	216	139	149	80
金融庁	20	6	0	4	0
消費者庁	3	1	1	1	1
総務省	106	34	27	14	7
法務省	129	55	49	42	36
外務省	46	17	8	9	3
財務省	274	63	33	32	7
文部科学省	30	8	6	1	0
厚生労働省	336	16	7	9	2
農林水産省	168	87	73	52	42
経済産業省	73	19	7	11	4
国土交通省	396	328	255	129	67
環境省	14	6	2	4	1
防衛省	21	8	4	5	1
医療更生施設等	601	484	462	430	410

(注) 当省の調査結果による。